



遺族厚生年金

お問い合わせ ☎
年金班 043-223-4116

組合員又は組合員であった者が死亡した場合に、その遺族に支給される年金が遺族厚生年金です。また、遺族が子のある配偶者又は子であるときは、日本年金機構から遺族基礎年金も支給されます。さらに、死亡の原因が公務による場合には、併せて年金払い退職給付（退職等年金給付）からの公務遺族年金が支給されます。

① 受給要件

組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当したときにその遺族が受給できます。

- ・ 在職中に死亡したとき
- ・ 在職中に初診日のある病気やけがで5年以内に死亡したとき
- ・ 障害等級1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
- ・ 老齢厚生年金の受給権者又はその受給資格を満たした者が死亡したとき

② 遺族厚生年金を受け取ることができる遺族

遺族厚生年金を受け取ることができる遺族とは、組合員又は組合員であった者の死亡当時、生計を共にしていた下表に該当する者のうち、将来にわたって恒常的収入が850万円(所得は655.5万円)未満である者をいいます。

順位	遺 族			
1	配偶者	妻	子がいる <small>(注)</small>	妻が優先的に受給します。日本年金機構から遺族基礎年金も併せて支給されます。
			子がない <small>(注)</small>	
	夫 (子がいる場合、夫が優先的に受給します)		30歳以上 40～65歳未満の者は共済組合から中高齢寡婦加算が上乗せされます。	妻の死亡時に55歳以上の者に限られます。 支給開始は60歳からとなります。 ただし、遺族基礎年金の受給権がある夫には60歳前から支給されます。
	子		18歳に達する日の属する年度の末日までの間にあって、未婚の者。 又は、20歳未満で障害等級1級もしくは2級にある者のうち未婚の者に限られます。	
2	父母		組合員又は組合員であった者の死亡時、55歳以上の者に限られます。 支給開始は60歳からとなります。	
3	孫		受給要件は子と同様。	
4	祖父母		受給要件は父母と同様。	

(注) 子とは18歳に達する日の属する年度の末日までの間にあって、未婚の者。又は、20歳未満で障害等級1級もしくは2級にある者のうち未婚の者に限られます。



- ※1 平成27年9月以前の組合員期間を有する場合、それまでの組合員期間に応じて遺族共済年金(経過的職域加算額)の支給があります。
- ※2 配偶者自身の老齢厚生年金を優先して受給し、遺族厚生年金の額が上回る場合にはその差額を受給します。

国民年金第3号被保険者の届出はお済みですか？

お問い合わせ ☎
給付班 043-223-4118

組合員に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者については、国民年金第3号被保険者の届出が必要です。このため、市町村共済組合等の他共済から公立学校共済組合に転入された方についても届出が必要になります。

【提出書類】
「国民年金第3号被保険者資格取得届」に「基礎年金番号のわかるもののコピー」をつけて、所属所の事務担当者へ提出ください。
【国民年金第3号被保険者資格取得届等の流れ】
 届出人 ⇒ 所属所 ⇒ 公立学校共済組合 ⇒ 年金事務センターにて登録
 (登録からデータ反映されるまで1~2か月を要します。)

< 被扶養配偶者の資格取消事由が生じた場合は、下記の手続きを行ってください >

手続きの事由	種別	提出書類
収入超過により被扶養配偶者ではなくなった場合 離婚により被扶養配偶者ではなくなった場合	3号非該当	・国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届 次加入の保険が社会保険なら不要
被扶養配偶者が60歳未満で死亡した	3号資格喪失	・国民年金第3号被保険者死亡届 ・基礎年金番号のわかる書類の写し(年金手帳や基礎年金番号通知書)
就職により被扶養配偶者の資格を喪失した	3号→2号	※就職先で確認してください。
組合員が退職したため被扶養配偶者ではなくなった 雇用保険受給や所得超過により被扶養配偶者の資格を喪失した	3号→1号	※居住地の市区町村で確認してください。

被扶養者の資格を遡って取り消すと… 医療費等の返還が生じます！

お問い合わせ ☎
給付班 043-223-4118

遡って被扶養者の資格が取り消された場合など、資格喪失日以降に病院等で組合員証を使用した際は、共済組合が負担した医療費(7~8割)や共済組合から支給された給付金について、全て返還しなくてはなりません。

医療費については、国民健康保険等に加入することにより過去2年分まで請求することができますが、掛金の負担が生じます。

また、入院した場合などは返還金も高額になりますので、遡って取消になることがないように、ご家族の就職や結婚の折には、収入限度額等(※)に注意しましょう。

なお、資格喪失後は組合員証を使用できませんので、遅滞なく所属所を通じて返納してください。

※ 年収130万円(公的年金受給者は180万円)が上限です。また、月額108,334円(公的年金受給者は15万円)を3ヶ月連続で超えた場合も取消となりますので、毎月の収入額にご注意ください。